

2018年漁業センサス結果速報

平成30年11月1日現在

(海面漁業調査)



令和元年8月

石川県県民文化スポーツ部

目 次

2018年漁業センサスについて

I 調査結果の概要

- 1 漁業経営体数、漁船隻数の推移 ……………1
- 2 漁業種類別、専・兼業別経営体の推移と販売金額別構成比 ……………2
- 3 漁業就業者の推移及び基幹的漁業従事者の構成比 ……………4

II 統計表

- 表1 漁業経営体の基本構成の推移 ……………6
- 表2 経営組織別漁業経営体数の推移 ……………6
- 表3 経営体階層別漁業経営体数の推移 ……………7
- 表4 主とする漁業種類別漁業経営体数の推移 ……………8
- 表5 市町別漁業経営体数の推移 ……………9
- 表6 漁獲物・収獲物の販売金額別漁業経営体数の推移 ……………10
- 表7 自家漁業の専・兼業別個人漁業経営体数の推移 ……………10
- 表8 漁業就業者数の推移 ……………11
- (参考) 用語解説 ……………12

2018年漁業センサスについて

1 調査の目的

漁業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を総合的に把握し、水産行政の推進に必要な基礎資料を整備する。

2 調査の種類

海面漁業調査のうち漁業経営体調査

(海面漁業地域調査、内水面漁業調査、流通加工調査は地方組織(地方農政局等)が行う。)

3 調査期日

平成 30 年 11 月 1 日

4 調査の範囲

海面に沿う県内 15 市町の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体

5 調査客体の定義

海面漁業経営体とは、調査期日前 1 年間(平成 29 年 11 月 1 日～平成 30 年 10 月 31 日)に、利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯(個人経営体)又は事業所(団体経営体)をいう。

ただし、調査期日前 1 年間における自家漁業の海上作業従事日数が 30 日未満の個人経営体は除く。

6 利用上の注意

(1) 統計表に用いる記号

…	—	0 又は 0.0	▲	x
調査の事実なし	該当なし	単位未満	減少	秘匿

(2) 表示単位未満を四捨五入している統計数値については、計と内訳が一致しない場合がある。

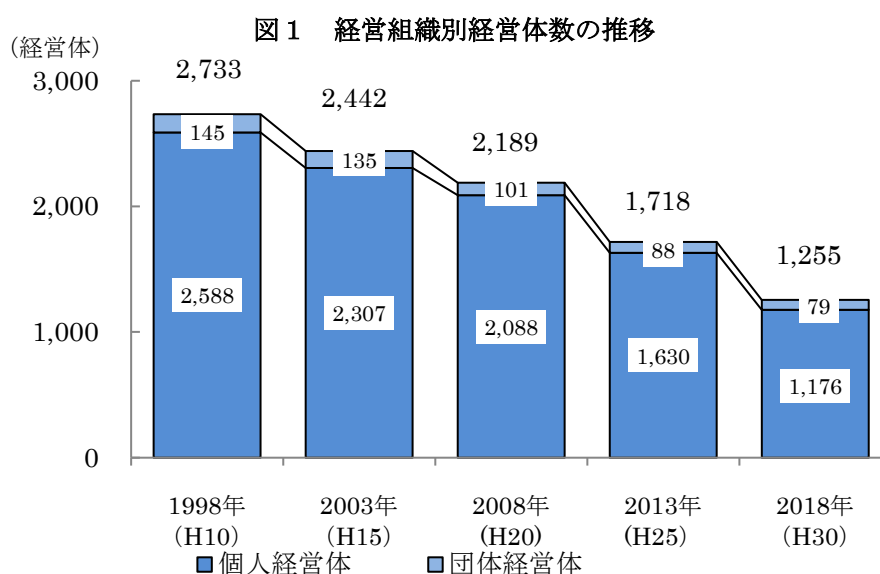
(3) 今回の数値は確定値ではなく概数値(速報)であり、確定値は農林水産省による公表後に公表する。

I 調査結果の概要

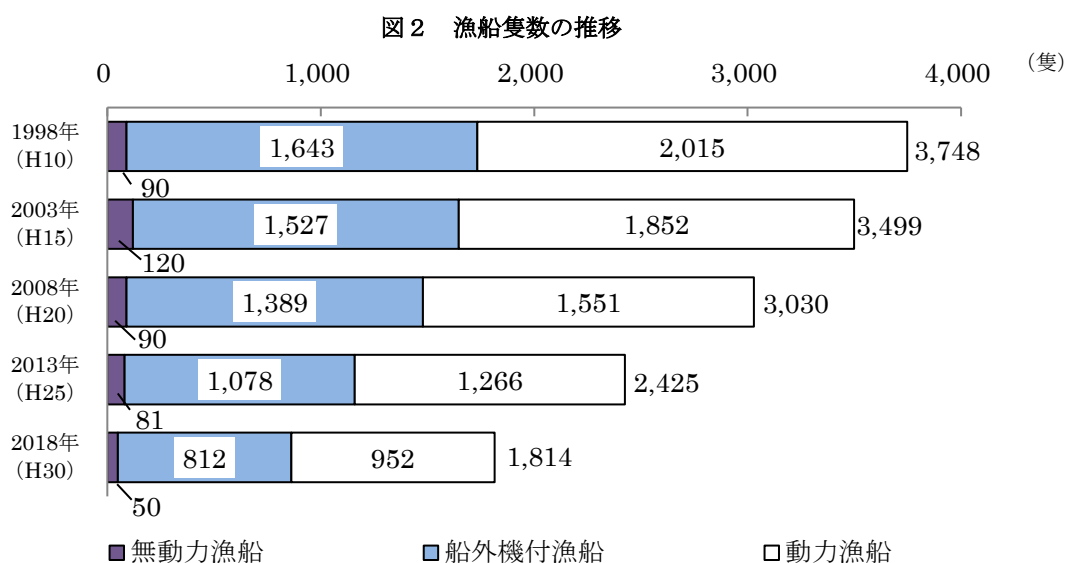
1 漁業経営体数、漁船隻数の推移

(1) 漁業経営体数は1,255経営体で、2013年漁業センサス（平成25年実施。以下「前回」という。）に比べ、463（▲26.9%）減少した。

また、漁業経営体を経営組織別に見ると、個人経営体は1,176経営体で、前回に比べ454（▲27.9%）減少、団体経営体は79経営体で、前回に比べ9（▲10.2%）減少した。

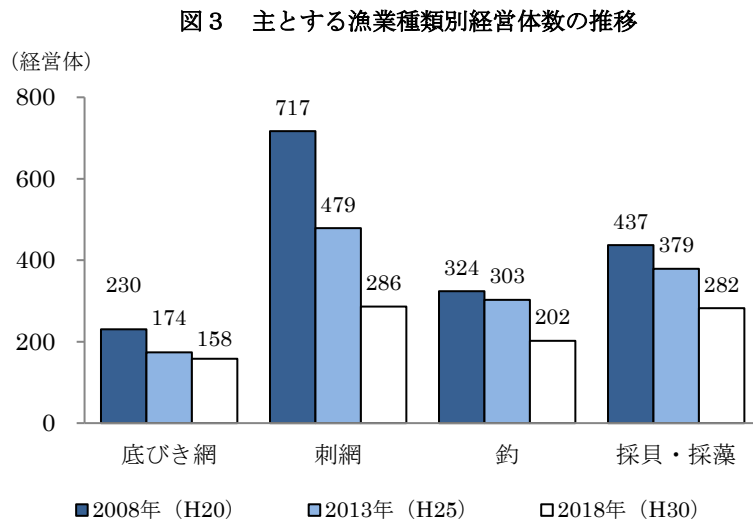


(2) 漁船総隻数は1,814隻で、前回より611隻（▲25.2%）減少した。種類別構成では、無動力漁船2.8%、船外機付漁船44.8%、動力漁船52.5%となっており、前回に比べ無動力漁船が31隻（▲38.3%）、船外機付漁船が266隻（▲24.7%）、動力漁船が314隻（▲24.8%）減少した。

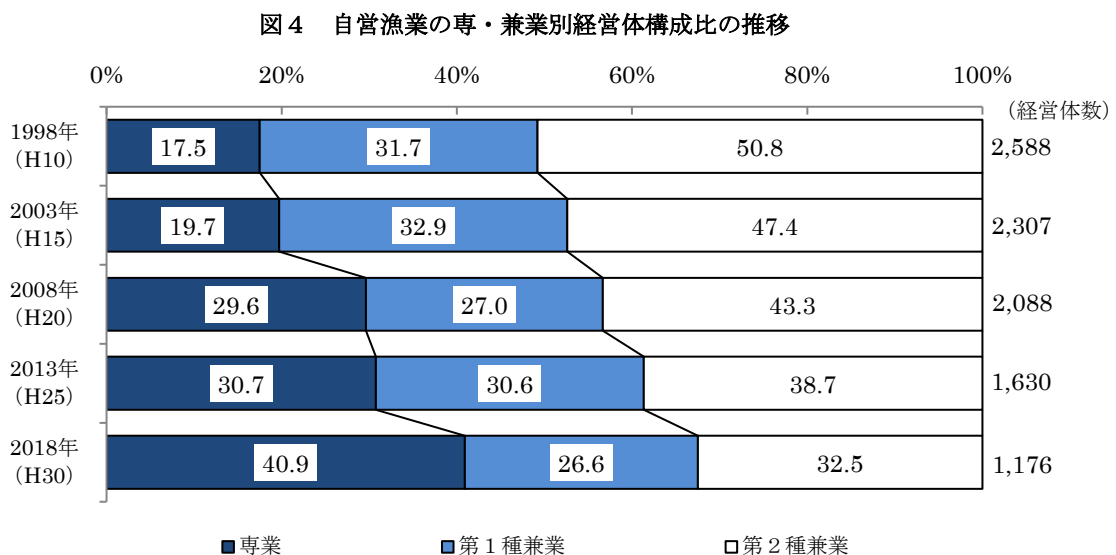


2 漁業種類別、専・兼業別経営体の推移と販売金額別構成比

(1) 主とする漁業種類別漁業経営体数は、刺網が 286 経営体、採貝・採藻が 282 経営体、釣が 202 経営体となっている。

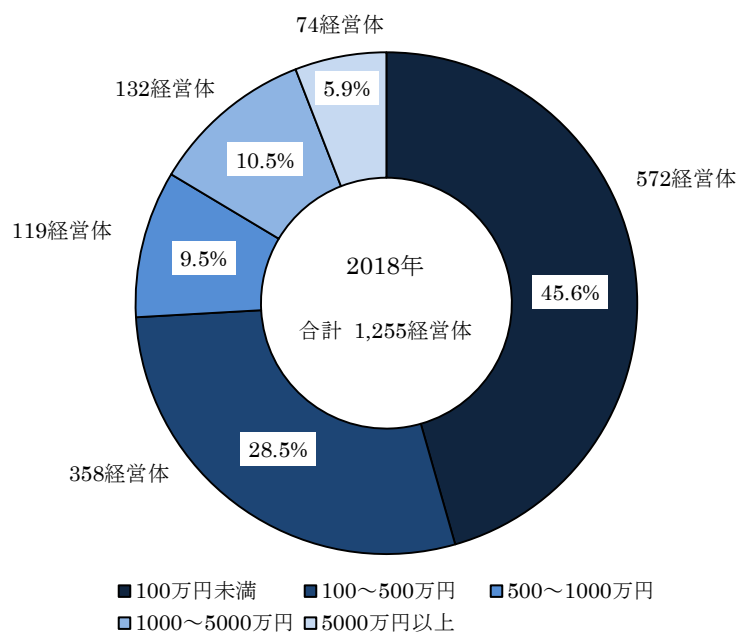


(2) 個人漁業経営体の専・兼業別構成比では、専業が 40.9%、兼業が 59.1% (うち漁業が主の第 1 種兼業は 26.6%、漁業が従の第 2 種兼業は 32.5%) となった。前回に比べ、専業の割合が増加し、兼業の割合が減少した。



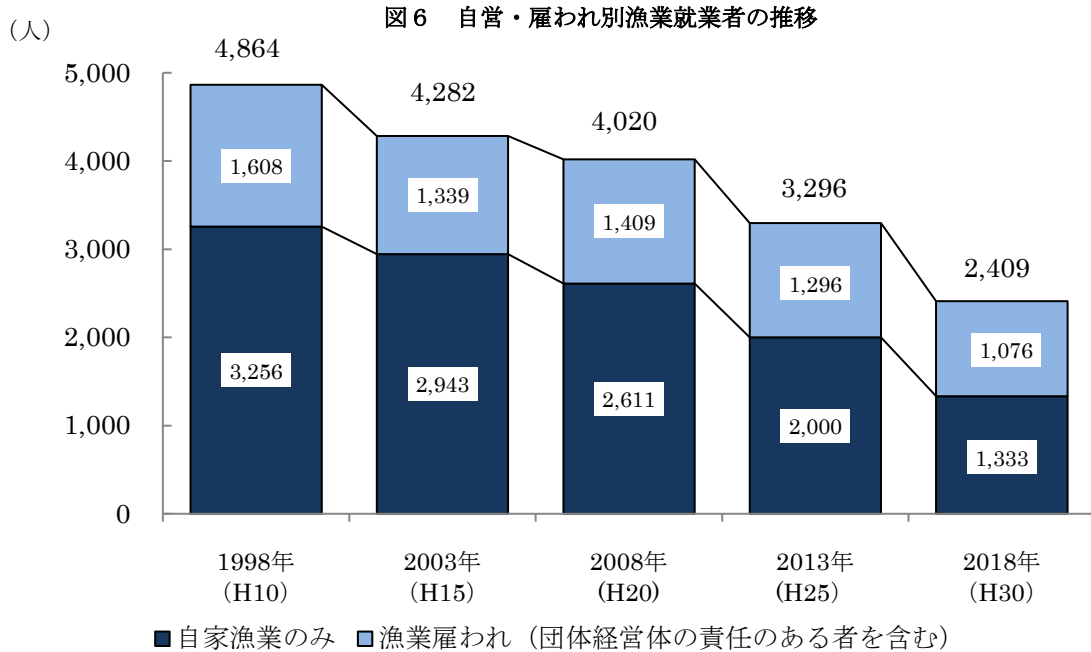
(3) 漁獲物・収獲物の販売金額別構成比は、100万円未満が572経営体(45.6%)、100万円以上500万円未満が358経営体(28.5%)、500万円以上1,000万円未満が119経営体(9.5%)、1,000万円以上5,000万円未満が132経営体(10.5%)、5,000万円以上が74経営体(5.9%)となった。

図5 漁獲物・収獲物の販売金額別構成比

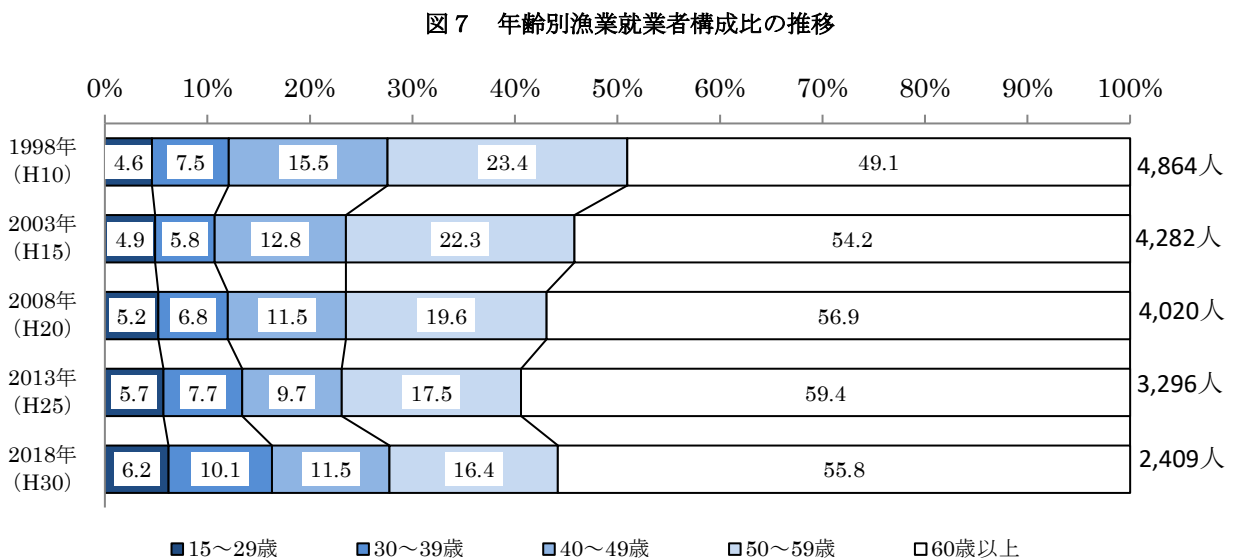


3 漁業就業者の推移及び基幹的漁業従事者の構成比

(1) 漁業就業者数(満15歳以上で過去1年間に、漁業の海上作業に年間30日以上従事した者)は2,409人となり、前回より887人(▲26.9%)の減少となった。内訳としては、自家漁業のみが667人(▲33.4%)、漁業雇われが220人(▲17.0%)減少した。



(2) 年齢別構成比では、前回に比べ15～29歳、30～39歳及び40～49歳で増加、50～59歳、60歳以上で減少した。また、60歳以上の就業者が占める割合は5割を超えている。



(3) 基幹的漁業従事者（個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自家漁業の海上作業従事日数が最も多い者）1,174人の年齢別構成比をみると、60～69歳は315人（26.8%）、70歳以上が592人（50.4%）となっており、60歳以上が77.3%を占めている。

また、70歳以上は、2013年は43.3%であったが、2018年は50.4%となり、7.1ポイント増加した。

図8-1 基幹的漁業従事者の年齢別構成比【2013年】

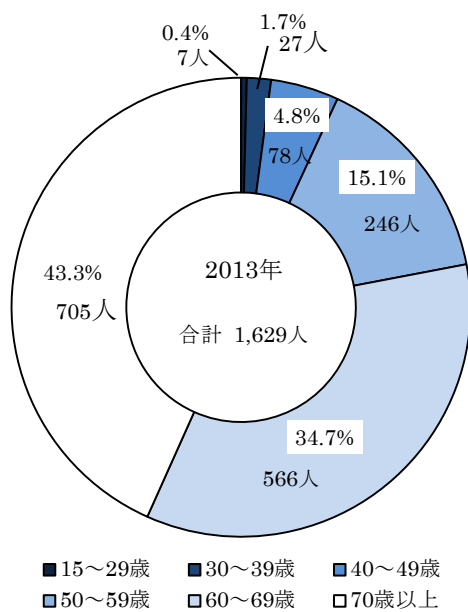
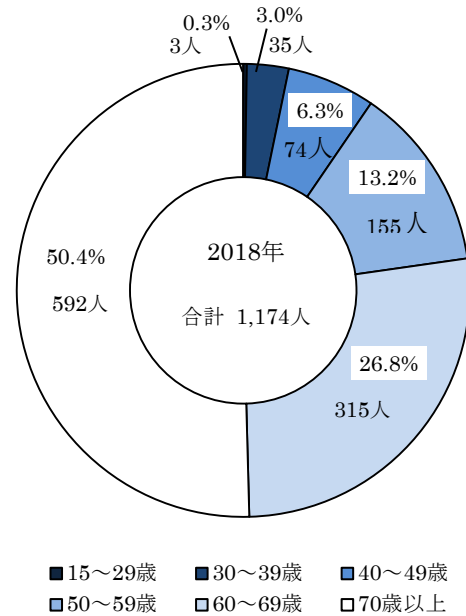


図8-2 基幹的漁業従事者の年齢別構成比【2018年】



Ⅱ 統 計 表

表 1 漁業経営体の基本構成の推移

調査区分 調査項目		1998 年	2003 年	2008 年	2013年漁業センサス (平成25年)		2018年漁業センサス (平成30年)		2013年 漁 業 センサスとの比較		
		漁 業 センサス (平成10年)	漁 業 センサス (平成15年)	漁 業 センサス (平成20年)	実数	構成比	実数	構成比	増減数	増減比	
漁業経営体数		2,733	2,442	2,189	1,718	/	1,255	/	▲ 463	▲ 26.9 %	
漁	総数 (隻)	3,748	3,499	3,030	2,425	100.0	1,814	100.0	▲ 611	▲ 25.2	
	無動力漁船 隻数 (隻)	90	120	90	81	3.3	50	2.8	▲ 31	▲ 38.3	
	船外機付漁船 隻数 (隻)	1,643	1,527	1,389	1,078	44.5	812	44.8	▲ 266	▲ 24.7	
船	動力 漁船	隻数 (隻)	2,015	1,852	1,551	1,266	52.2	952	52.5	▲ 314	▲ 24.8
		総トン数 (トン)	20,076	15,831	13,086	11,774	/	8,882	/	▲ 2,892	▲ 24.6
	1隻平均 トン数 (トン)	9.96	8.55	8.44	9.30	/	9.33	/	0.03	0.3	

表 2 経営組織別漁業経営体数の推移

調査区分 組織区分		1998 年	2003 年	2008 年	2013年漁業センサス (平成25年)		2018年漁業センサス (平成30年)		2013年 漁 業 センサスとの比較	
		漁 業 センサス (平成10年)	漁 業 センサス (平成15年)	漁 業 センサス (平成20年)	経営体数	構成比	経営体数	構成比	増減数	増減比
総 数		2,733	2,442	2,189	1,718	100.0 %	1,255	100.0 %	▲ 463	▲ 26.9 %
個人経営体		2,588	2,307	2,088	1,630	94.9	1,176	93.7	▲ 454	▲ 27.9
団 体 経 営 体	会 社	67	71	70	69	4.0	65	5.2	▲ 4	▲ 5.8
	漁 業 協同組合	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	漁 業 生産組合	4	4	3	3	0.2	1	0.1	▲ 2	▲ 66.7
	共同経営	70	55	28	16	0.9	11	0.9	▲ 5	▲ 31.3
	その他	3	5	-	-	-	2	0.2	2	-
	小 計	145	135	101	88	5.1	79	6.3	▲ 9	▲ 10.2

表3 経営体階層別漁業経営体数の推移

調査区分 階層区分	1998年 漁業 センサス (平成10年)	2003年 漁業 センサス (平成15年)	2008年 漁業 センサス (平成20年)	2013年漁業センサス (平成25年)		2018年漁業センサス (平成30年)		2013年漁業 センサスとの比較		
				経営体数	構成比	経営体数	構成比	増減数	増減比	
総数	2,733	2,442	2,189	1,718	100.0	1,255	100.0	▲ 463	▲ 26.9	
漁船非使用	16	10	12	17	1.0	16	1.3	▲ 1	▲ 5.9	
漁 船 使 用	無動力漁船 の	7	5	5	5	0.3	4	0.3	▲ 1	▲ 20.0
	船外機付漁船 (注1)	757	586	34.1	416	33.1	▲ 170	▲ 29.0
	1トン 未満	951	879	57	49	2.9	32	2.5	▲ 17	▲ 34.7
	1～3 トン	614	487	443	314	18.3	182	14.5	▲ 132	▲ 42.0
	3～5 トン	473	426	401	317	18.5	230	18.3	▲ 87	▲ 27.4
	5～10 トン	236	244	206	177	10.3	164	13.1	▲ 13	▲ 7.3
	10～30 トン	75	61	55	52	3.0	53	4.2	1	1.9
	30～100 トン	25	19	16	10	0.6	6	0.5	▲ 4	▲ 40.0
	100～200 トン	17	11	10	14	0.8	16	1.3	2	14.3
	200～500 トン	9	7	6	4	0.2	1	0.1	▲ 3	▲ 75.0
	500～1000 トン	4	4	3	3	0.2	1	0.1	▲ 2	▲ 66.7
	1000トン 以上	2	1	-	-	-	-	-	-	-
	大型定置網	28	41	30	29	1.7	29	2.3	0	-
小型定置網	166	145	114	81	4.7	46	3.7	▲ 35	▲ 43.2	
地びき網(注2)	10	9	
海 面 養 殖	まだい	3	1	1	-	-	-	-	-	
	かき類	90	82	72	57	3.3	53	4.2	▲ 4	▲ 7.0
	わかめ類	2	4	-	2	0.1	1	0.1	▲ 1	▲ 50.0
	その他	5	6	1	1	0.1	5	0.4	4	400.0

(注1) 2008年センサス以降、船外機付漁船を1トン未満の動力漁船から分離し、新規の階層とした。

(注2) 地びき網は、2008年センサス以降「動力船使用」の該当欄に計上する。

表4 主とする漁業種類別漁業経営体数の推移

調査区分 漁業種類	1998年 漁業センサス (平成10年)	2003年 漁業センサス (平成15年)	2008年 漁業センサス (平成20年)	2013年漁業センサス (平成25年)		2018年漁業センサス (平成30年)		2013年漁業 センサスとの比較		
				経営体数	構成比	経営体数	構成比	増減数	増減比	
総数	2,733	2,442	2,189	1,718	100.0	1,255	100.0	▲463	▲26.9	
底びき網	297	256	230	174	10.1	158	12.6	▲16	▲9.2	
船びき網	69	47	32	19	1.1	11	0.9	▲8	▲42.1	
地びき網(注1)	10	9	…	…	…	…	…	…	…	
まき網	20	10	10	10	0.6	9	0.7	▲1	▲10.0	
刺網	1,018	815	717	479	27.9	286	22.8	▲193	▲40.3	
大型定置網	28	41	30	29	1.7	29	2.3	0	-	
小型定置網	166	145	114	81	4.7	46	3.7	▲35	▲43.2	
その他の網漁業	-	9	27	27	1.6	21	1.7	▲6	▲22.2	
はえ縄	86	48	67	56	3.3	46	3.7	▲10	▲17.9	
釣	376	362	324	303	17.6	202	16.1	▲101	▲33.3	
採貝・採藻	452	492	437	379	22.1	282	22.5	▲97	▲25.6	
その他の漁業	111	115	127	101	5.9	106	8.4	5	5.0	
海面 養殖	まだい	3	1	1	-	-	-	-	-	
	かき類	90	82	72	57	3.3	53	4.2	▲4	▲7.0
	わかめ類	2	4	-	2	0.1	1	0.1	▲1	▲50.0
	その他	5	6	1	1	0.1	5	0.4	4	400.0

(注1) 地びき網は、2008年センサス以降「動力船使用」の該当欄に計上する。

表5 市町別漁業経営体数の推移

調査区分 市 町	1998 年 漁 業 センサス (平成10年)	2003 年 漁 業 センサス (平成15年)	2008 年 漁 業 センサス (平成20年)	2013年漁業センサス (平成25年)		2018年漁業センサス (平成30年)		2013年漁業 センサスとの比較	
				経営体数	構成比	経営体数	構成比	増減数	増減比
総 数	2,733	2,442	2,189	1,718	100.0	1,255	100.0	▲ 463	▲ 26.9
金 沢 市	44	35	31	29	1.7	35	2.8	6	20.7
七 尾 市	536	419	394	283	16.5	228	18.2	▲ 55	▲ 19.4
小 松 市	26	32	32	20	1.2	15	1.2	▲ 5	▲ 25.0
輪 島 市	513	491	415	336	19.6	219	17.5	▲ 117	▲ 34.8
珠 洲 市	386	345	308	256	14.9	211	16.8	▲ 45	▲ 17.6
加 賀 市	87	70	90	73	4.2	45	3.6	▲ 28	▲ 38.4
羽 咋 市	67	70	47	43	2.5	31	2.5	▲ 12	▲ 27.9
か ほ く 市	32	27	25	22	1.3	11	0.9	▲ 11	▲ 50.0
白 山 市	58	51	42	30	1.7	24	1.9	▲ 6	▲ 20.0
能 美 市	4	4	4	3	0.2	1	0.1	▲ 2	▲ 66.7
内 灘 町	29	26	23	21	1.2	17	1.4	▲ 4	▲ 19.0
志 賀 町	398	360	300	228	13.3	177	14.1	▲ 51	▲ 22.4
宝達志水町	25	26	27	16	0.9	6	0.5	▲ 10	▲ 62.5
穴 水 町	120	104	99	81	4.7	68	5.4	▲ 13	▲ 16.0
能 登 町	408	382	352	277	16.1	167	13.3	▲ 110	▲ 39.7
能 登	2,453	2,197	1,942	1,520	88.5	1,107	88.2	▲ 413	▲ 27.2
加 賀	280	245	247	198	11.5	148	11.8	▲ 50	▲ 25.3

(注)宝達志水町以北は能登地区に、かほく市以南は加賀地区に計上する。

表6 漁獲物・収獲物の販売金額別漁業経営体数の推移

調査区分 金額区分	1998年 漁業センサス (平成10年)	2003年 漁業センサス (平成15年)	2008年 漁業センサス (平成20年)	2013年漁業センサス (平成25年)		2018年漁業センサス (平成30年)		2013年漁業 センサスとの比較	
				経営体数	構成比	経営体数	構成比	増減数	増減比
総数	2,733	2,442	2,189	1,718	100.0	1,255	100.0	▲ 463	▲ 26.9
100万円未満 (販売金額なしを含む)	1,239	1,174	1,125	868	50.5	572	45.6	▲ 296	▲ 34.1
100～500万円	809	732	573	484	28.2	358	28.5	▲ 126	▲ 26.0
500～1000万円	303	233	204	146	8.5	119	9.5	▲ 27	▲ 18.5
1000～5000万円	292	224	202	140	8.1	132	10.5	▲ 8	▲ 5.7
5000万～1億円	34	34	35	37	2.2	30	2.4	▲ 7	▲ 18.9
1～10億円	51	44	47	42	2.4	43	3.4	1	2.4
10億円以上	5	1	3	1	0.1	1	0.1	0	-

表7 自家漁業の専・兼業別個人漁業経営体数の推移

調査区分 専・兼業区分	1998年 漁業センサス (平成10年)	2003年 漁業センサス (平成15年)	2008年 漁業センサス (平成20年)	2013年漁業センサス (平成25年)		2018年漁業センサス (平成30年)		2013年漁業 センサスとの比較		
				経営体数	構成比	経営体数	構成比	増減数	増減比	
総数	2,588	2,307	2,088	1,630	100.0	1,176	100.0	▲ 454	▲ 27.9	
専業 (自家漁業のみ)	453	455	619	501	30.7	481	40.9	▲ 20	▲ 4.0	
兼業	第1種兼業 (自家漁業が主)	820	758	564	499	30.6	313	26.6	▲ 186	▲ 37.3
	第2種兼業 (自家漁業が従)	1,315	1,094	905	630	38.7	382	32.5	▲ 248	▲ 39.4
	小計	2,135	1,852	1,469	1,129	69.3	695	59.1	▲ 434	▲ 38.4

表8 漁業就業者数の推移

調査区分 調査項目		1998年 漁業 センサス (平成10年)	2003年 漁業 センサス (平成15年)	2008年 漁業 センサス (平成20年)	2013年漁業センサス (平成25年)		2018年漁業センサス (平成30年)		2013年漁業 センサスとの比較	
					就業者数	構成比	就業者数	構成比	増減数	増減比
年 齢 別 漁 業 就 業 者 数	総数	4,864	4,282	4,020	3,296	100.0	2,409	100.0	▲ 887	▲ 26.9
	15～19歳	39	21	19	24	0.7	20	0.8	▲ 4	▲ 16.7
	20～29歳	185	188	189	164	5.0	130	5.4	▲ 34	▲ 20.7
	30～39歳	365	248	275	253	7.7	243	10.1	▲ 10	▲ 4.0
	40～49歳	752	548	464	321	9.7	276	11.5	▲ 45	▲ 14.0
	50～59歳	1,136	957	787	576	17.5	396	16.4	▲ 180	▲ 31.3
	60歳以上	2,387	2,320	2,286	1,958	59.4	1,344	55.8	▲ 614	▲ 31.4
	うち70歳以上	782	978	1,150	958	29.1	753	31.3	▲ 205	▲ 21.4
男女別 就業者数	男	4,270	3,753	3,525	2,939	89.2	2,217	92.0	▲ 722	▲ 24.6
	女	594	529	495	357	10.8	192	8.0	▲ 165	▲ 46.2

(参考) 用語解説

海面漁業	海面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を含む。）において営む水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。
過去1年間	平成29年11月1日～平成30年10月31日の期間
漁業経営体	過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。 ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。
経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個人経営体	個人で漁業を営んだものをいう。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいう。
会社	会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。なお、特例有限会社は株式会社に含む。
漁業協同組合	水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。以下「水協法」という。）に基づき設立された漁業協同組合（以下「漁協」という。）及び漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）をいう。なお、内水面組合（水協法第18条第2項に規定する内水面組合をいう。）は除く。
漁業生産組合	水協法第2条に規定する漁業生産組合をいう。
共同経営	二つ以上の漁業経営体（個人又は法人）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいう。これに該当する漁業経営体の調査は、代表者に対してのみ実施した。
その他	都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいう。
経営体階層	漁業経営体が「過去1年間に主として営んだ漁業種類」又は「過去1年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法により決定した。 (ア) 過去1年間に主として営んだ漁業種類（販売金額1位の漁業種類）により決定した経営体階層 大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖の各階層 (イ) 過去1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数（動力漁船の合計トン数には、遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等のトン数は含まない。）により決定した経営体階層 上記(ア)以外の経営体は、使用漁船の種類及び使用動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船1トン未満から動力漁船3,000トン以上の階層までの16経営体階層を決定した。

漁業種類	漁業経営体が営んだ漁業種類（54種類）をいう。
営んだ漁業種類	漁業経営体が過去1年間に営んだ全ての漁業種類をいう。
主とする漁業種類	漁業経営体が過去1年間に営んだ漁業種類のうち主たる漁業種類をいい、漁業種類を2種類以上営んだ場合、販売金額1位の漁業種類をいう。
漁獲物・収穫物の販売金額	過去1年間に漁獲物・海面養殖の収穫物を販売した金額（消費税を含む。）をいう。
漁業就業者	満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。
自家漁業のみ	漁業就業者のうち、個人経営体の自家漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していない者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。
団体経営体における責任のある者	漁業就業者のうち、団体経営体における経営主及び役員（支配人や代理を委任された人を含み、役員会に出席するだけの者は含まない。）をいう。
漁業雇われ	漁業就業者のうち、上記以外の者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。
漁船	過去1年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。 ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。 なお、漁船隻数の算出に当たっては、上記のうち調査日現在保有しているものに限定している（重複計上を回避するため。）。
無動力漁船	推進機関を付けない漁船をいう。
船外機付漁船	無動力漁船に船外機（取り外しができる推進機関）を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船、ほかは無動力漁船とした。
動力漁船	推進機関を船体に固定した漁船をいう。なお、船内外機船（船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット（プロペラ等）を設置した漁船）については動力漁船とした。
漁業の海上作業	ア 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁労（漁場での水産動植物の採捕に係る作業）、船上加工等の海上における全ての作業をいう（運搬船など、漁労に関して必要な船の全ての乗組員の作業も含める。したがって、漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者となる。）。 イ 定置網漁業では、網の張り立て（網を設置することをいう）、取替え、漁船の航行、漁労等海上における全ての作業及び陸上において行う岡見（定置網

- に魚が入るのを見張ること。)をいう。
- ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁労等海上における全ての作業及び陸上の引き子の作業をいう。
- エ 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻（海岸に打ち寄せた海藻を拾うことも含める。）等をする作業をいう（潜水も含む。）。
- オ 養殖業では、次の作業をいう。
- (ア) 海上養殖施設での養殖
- a 漁船を使用しての養殖施設までの往復
 - b いかだや網等の養殖施設の張立て及び取り外し
 - c 採苗(さいびょう)、給餌作業、養殖施設の見回り、収獲物の取り上げ等の海上において行う全ての作業
- (イ) 陸上養殖施設での養殖
- a 採苗、飼育に関わる養殖施設（飼育池、養成池、水槽等）での全ての作業
 - b 養殖施設（飼育池、養成池、水槽等）の掃除
 - c 池及び水槽の見回り
 - d 給餌作業（ただし、餌料配合作業（餌作り）は陸上作業とする。）
 - e 収獲物の取り上げ作業

**個人経営体の専兼業
分類**

専業

個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自家漁業からのみあった場合をいう。

第1種兼業

個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。

第2種兼業

個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。

基幹的漁業従事者

個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自家漁業の海上作業従事日数が最も多い者をいう。

2018年漁業センサス結果速報

令和元年 8月発行

編集・発行 石川県県民文化スポーツ部
県民交流課統計情報室
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
電話 (076)225-1342 (直通)

電子メール toukei@pref.ishikawa.lg.jp
ホームページ <http://toukei.pref.ishikawa.jp/>